

- (6) 鳥取県立図書館. “沿革”. 平成 22 年度 鳥取県立図書館のすがた. 2010, p. 53-56.  
http://www.library.pref.tottori.jp/event/h22youran.pdf. (参照 2010-07-19).
- (7) “法情報サービスのご案内”. 鳥取県立図書館.  
http://www.library.pref.tottori.jp/law/law\_top.html, (参照 2010-07-19).
- (8) “法情報サービス委員会設置要項”. 「司法制度改革と先端テクノロジー」研究会.  
http://www.legaltech.jp/katudou/pdf/09-0718/Mr.takahashi%20%20koukai090718-s3.pdf. (参照 2010-07-19).
- (9) 矢島薫. 特集, 図書館における法情報提供サービス: 神奈川県立図書館における法律情報サービスについて. 図書館雑誌. 2008, 102(4), p. 224-226.
- (10) “法律情報”. 宮崎県立図書館.  
http://www.lib.pref.miyazaki.jp/hp/menu000000700/hpg000000680.htm. (参照 2010-07-19).
- (11) “「暮らしに役立つ法律情報コーナー」と「法務無料相談会&知識セミナー」をスタート”. 奈良県立図書館情報館イベント情報.  
http://eventinformation.blog116.fc2.com/blog-entry-370.html. (参照 2010-07-19).
- (12) “法情報コーナー”. 横浜市立図書館.  
http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/library/chosa/houjouchou/houjouchou.html. (参照 2010-07-19).
- (13) “法律情報欄について”. 米子市立図書館.  
http://www.yonago-toshokan.jp/40/2618.html. (参照 2010-07-19).
- (14) “「図書館における法情報サービス」研修会のお知らせ”. 米子市立図書館. 2010-01-29.  
http://www.yonago-toshokan.jp/46/547/4514.html, (参照 2010-07-19).
- (15) “図書館のサービスについて”. 葛飾区立図書館.  
http://www.lib.city.katsushika.lg.jp/main/0000000801/article.html. (参照 2010-07-19).
- (16) 本稿の執筆時(2010年7月)には、法律関連資料を集めたコーナーはすでに無くなっており、法テラスのパンフレット等を配布するコーナーのみが残っている。法テラス埼玉. “ふじみ野市内図書館職員向け「法情報についての研修会」を開催しました”. 法テラス. 2010-02-26.  
http://www.houterasu.or.jp/saitama/news/20100112.html. (参照 2010-07-19).
- (17) 「図書館海援隊」プロジェクトとは、公立図書館が貧困・困窮者支援のほか、地域や住民の課題解決を支援するため、医療・健康・福祉・法務等に関する様々な支援を行うプロジェクトである。参加館は、文部科学省の呼びかけに賛同した有志の公立図書館によって構成されている。“「図書館海援隊」プロジェクトについて(図書館による課題解決支援)”. 文部科学省. 2010-04-27.  
http://www.mext.go.jp/a\_menu/shougai/kaientai/1293814.htm. (参照 2010-07-19).
- (18) “【プレスリリース】文科省「図書館海援隊プロジェクト」との連携開始について”. 法テラス.  
http://www.houterasu.or.jp/news/houterasu\_info/220511.html. (参照 2010-07-19).
- (19) 最高裁判所事務総局. “裁判所における法教育の取組み”. 法務省.  
http://www.moj.go.jp/content/000004294.pdf. (参照 2010-07-19).
- (20) 例えば、大阪府立中央図書館では、複数年にわたって裁判員制度のセミナー等を実施している。梶原修. 社会的課題解決型図書館への第一歩～大阪府立中央図書館での資料展示と参加型情報サービスとの連動. 情報管理. 2008, 51(8), p. 588-602.
- (21) “平成 22 年度 第 96 回 国民読書年・図書館法 60 周年 全国図書館大会奈良大会”. 奈良県立図書館情報館.  
http://www.library.pref.nara.jp/event/zenkoku/index.html. (参照 2010-07-19).
- (22) 「法情報コンシェルジュ」養成プログラムは、ローライブラリアン研究会が図書館振興財団からの助成を受けて実施するもので、同研究会から全国の公共図書館等に、法情報に関する研修講師を派遣するプログラムである。“助成対象事業部ブログのリンク集”. 図書館振興財団.  
http://www.toshokanshinko.or.jp/blog/link22.htm. (参照 2010-07-19).
- (23) 例えば、以下のような記事で、法情報提供の是非について論じている。山本順一. 特集, 図書館における法情報提供サービス: 公共図書館における能動的な法律情報提供サービスの可能性とその法的基礎. 図書館雑誌. 2008, 102(4), p. 214-217. 奥村和廣. “法情報の提供サービス”. 課題解決型サービスの

創造と展開. 大串夏身編. 青弓社, 2008, p. 171-185. (図書館の最前線, 3).

Ref:  
指宿信編. 法情報サービスと図書館の役割. 勉誠出版, 2009, 223p.

## CA1724 国立公文書館における デジタルアーカイブの取組みについて

国立公文書館(以下、「館」という)は、1971年7月、当時の総理府(現在の内閣府)の附属機関として置かれ、国の機関などから移管を受けた歴史公文書等について保存管理し、一般の利用に供するなどの業務を行っている組織である。2001年、館は独法化されるとともに、アジア歴史資料センターが館の組織として新たに開設された。また、公文書のみならず、江戸幕府の紅葉山文庫等や明治政府が収集した資料等が含まれる「内閣文庫」を所蔵しており、館で保存され利用に供されている。

館におけるデジタルアーカイブの取組みは、館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館が保有するアジア歴史資料をデジタルで提供する「アジア歴史資料センター資料提供システム」(CA1464参照)が本格的なデジタルアーカイブとしてサービスを開始したことに始まる<sup>(1)</sup>。さらに2005年には、国が推進する「e-Japan 戦略」<sup>(2)</sup>や内閣府の懇談会等の提言を踏まえ、館所蔵資料のデジタルアーカイブ化を推進するため、「国立公文書館デジタルアーカイブ」の運用を開始した<sup>(3)</sup>。

館及びアジア歴史資料センターでは、毎年度、それぞれのデジタルアーカイブにおいて提供画像数を増加させるとともに、提供画像を活用したデジタルコンテンツを作成し、ホームページに掲載、提供している。また機会を捉え、国内外でプレゼンテーション等を行うなど、2つのデジタルアーカイブの利用促進、普及に努めてきたところである。

さて、こうした館のデジタルアーカイブ化推進については、「国立公文書館デジタルアーカイブ推進要綱」(以下、「推進要綱」という)という形で、基本的な考え方が取りまとめられている<sup>(4)</sup>。その概要は次のとおりである。

### ①国の政策や諸提言に対応

- ・我が国における良質なコンテンツの流通、発信
- ・国内外を問わず、いつでも館の所蔵資料を利用できる環境の整備・充実

- ・地方公文書館などの関係機関のデジタルアーカイブ化、連携
- ②電子的な公文書の「保存」と「利用」に向けた対応
  - ・公文書館の新たな要請である電子的な歴史公文書等の「保存」と「利用」への早急な対応
- ③デジタルアーカイブの将来像を指向 —情報知識の提供、経験の「場」へ—
  - ・我が国の営みに係る人や組織、社会などの記憶、情報知識を蓄積、提供し、人々に経験、交換される公共の「場」としての存在を指向

①に示す事項は、デジタルアーカイブの推進に関する具体的な要請に対応するものであり、②は新たな責務とも言える電子公文書等の保存と利用に対応するものである。③は、より将来的な指向性を示すものである。つまり、現在のデジタルアーカイブは、資料のデジタル化とその提供を意味するが、将来的には情報知識そのものを蓄積、提供する、あるいは情報交換の「場」として機能する、他機関のデジタルアーカイブとともに我が国の「集合知」を担うものへと変化していくという方向性に対応するものである。

「国立公文書館デジタルアーカイブ」は、こうした館のデジタルアーカイブの推進に係る取組みの中核として、「いつでも、どこでも、誰でも、自由に、無料で」、館所蔵資料の目録データベースを検索し、資料のデジタル画像を閲覧できるサービスを行っている。2010年3月には、さらに分かりやすく、探しやすい、より利便性の向上したデジタルアーカイブとしてリニューアルしたところである<sup>(5)</sup>。これまでに蓄積されたデータは目録データ約120万冊分、公文書等デジタル画像約868万画像、大判・貴重資料等1,170点となっている。デジタル化し提供している主な資料としては、「日本国憲法」の御署名原本や法令案審議録、閣議案件資料、明治期に作成された「公文附属の図」や江戸期の「天保国絵図」といった歴史公文書等がある。デジタル化により、これまで利用が難しかった資料でもインターネットを通じて、気軽に利用できるようになったことは、デジタルアーカイブの大きなメリットである。

さて、館は自らの所蔵資料に関するデジタルアーカイブの構築とともに、国や地方の関係機関との連携も必要不可欠としている。そのため、デジタルアーカイブの導入に当たっては、情報連携が行えるよう国際標準等に基づく技術や仕組みを採用し、様々な形での連携を視野に入れ、その取組みを行っている。現在、組織内連携としてアジア歴史資料センターの

システムと接続しているほか、外部連携としては、国立情報学研究所の“NACSIS Webcat”との横断検索を行っているほか、国立国会図書館の“PORTA”の検索対象にもなっている。また地方の公文書館との間においては、岡山県立記録資料館、奈良県立図書館情報館と接続している。

しかし、地方の公文書館におけるデジタルアーカイブの構築と連携は、これからの課題である。館では地方の公文書館に対し技術的支援を実施するため、2007年度は直接訪問しての調査・意見交換を行うなどの状況把握に努め、2008年度にデジタルアーカイブ・システムに関する標準仕様書<sup>(6)</sup>等を作成、2009年度に当該仕様書等の配布を開始した。上記標準仕様書においては、デジタルアーカイブ・システムを構築する上でのシステムに関する基本的な考え方がまとめられており、情報連携の基本となる機能についても盛り込まれている。今後、こうした館によるデジタルアーカイブ化推進に資するための具体的な取組みを踏まえて、地方の公文書館においてもデジタルアーカイブ化が推進され、情報連携が図られることが期待されているところである。

以上、館におけるデジタルアーカイブの取組みについて、概要を述べてきたが、現在、新たな「デジタル」への対応に迫られているところである。それは、電子公文書等への対応についてである。電子公文書等については、2010年度に電子公文書等の移管・保存・利用システムを構築、2011年度からの移管等に備えることとしている。しかしながら、これは一つの通過点にすぎず、技術の移り変わりがまさに日進月歩の状況下で、今後大きな困難を伴うことも予想され、さらに、長期の保存性と利用性を確保していくための真剣な努力も必要である。こうしたボーン・デジタルを取り巻く状況は図書館界も同様であると思われるが、そこでの知見、ノウハウなども参考にしながら、取り組んでいきたいと考えている。

(国立公文書館：八日市谷哲生<sup>ようかいちやてつお</sup>)

- (1) アジア歴史資料センター  
http://www.jacar.go.jp/, (参照 2010-07-09).
- (2) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部. “e-Japan 戦略”. 首相官邸. 2001-01-22.  
http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dail/1siryu05\_2.html. (参照 2010-07-09).
- (3) 国立公文書館デジタルアーカイブ.  
http://www.digital.archives.go.jp/, (参照 2010-07-09).  
「国立公文書館デジタルアーカイブ」の概要については、次を参照。  
国立公文書館. デジタルアーカイブ. アーカイブズ. 2005, (21), p. 1-38.  
http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/021.html. (参照 2010-07-09).
- (4) “独立行政法人国立公文書館デジタルアーカイブ推進要綱”. 国立公文書館. 2009-04-01.  
http://www.archives.go.jp/owning/d\_archive/pdf/youkou.pdf. (参照 2010-07-09).

- (5) “インターネットから、歴史資料の宝庫へ「国立公文書館デジタルアーカイブ」がリニューアル 3月1日より、運用開始”. 国立公文書館. 2010-03-01.  
[http://www.archives.go.jp/news/pdf/100301\\_01\\_02.pdf](http://www.archives.go.jp/news/pdf/100301_01_02.pdf), (参照 2010-07-09).
- (6) “デジタルアーカイブ・システム標準仕様書”. 国立公文書館.  
[http://www.archives.go.jp/law/pdf/da\\_100118.pdf](http://www.archives.go.jp/law/pdf/da_100118.pdf), (参照 2010-07-09).

## CA1725 XXXXXXXXXX セクシュアル・マイノリティの問題と 図書館への期待

### 子どもの当事者の目線から

「学校の図書室にあったって、まず手は出ないよね。」と当事者の一人が言うと、周囲から賛同の声が次々と上がった。コミュニティのイベントで当事者情報流通に関するアンケート<sup>(1)</sup>を取ったときのことだった。

セクシュアル・マイノリティ (性的少数者)<sup>(2)</sup>は地域・文化を問わずこの社会にも5%程度は存在することが知られるようになったが、その特徴のひとつは、「見かけだけからはわからない」ことだ。もしかすると自分もセクシュアル・マイノリティの当事者か、と思った子どもの一部は本を参考にしようとするが、自分のことがわかるかどうかよりも「他人にそういう人だと思われたい」ことのほうが、多くの場合彼ら彼女らには重大で、そのような本を切望していればいるほど手に取りにくい。学校生活、テレビや雑誌などのマスコミ、そしてときには家庭内にも、セクシュアル・マイノリティに対する意識的・無意識的な差別や偏見があるからだ。

他のマイノリティ (国籍や人種のような) の場合は、殆どの場合少なくとも片方の親は同じ当事者として家庭内にいるが、セクシュアル・マイノリティの場合は殆どがまったくの孤独の中で成長する。マスコミでネガティブでない情報も流れるようになったのはここ数年のことにすぎない。インターネットが普及するまでは、本や雑誌は当事者が自己肯定し仲間と繋がる最大の手段だったのである。前述の調査においては、思春期前後に情報を求めた当事者は、地域の公共図書館や大学図書館をよく利用していた。当事者、あるいはセクシュアル・アイデンティティ形成中の人々にとっては、学校・家庭・マスコミ以外の情報へのニーズはいまだに大きい。

### コミュニティのライブラリ

マイノリティの当事者コミュニティでは、ニューズレターや関連資料などを収集したライブラリが作られることがある。日本のセクシュアル・マイノリ

ティのコミュニティの中では、女性の当事者スペースである LOUD<sup>(3)</sup>にライブラリが作られ維持運営されている。女性のセクシュアル・マイノリティに関する書籍やフェミニズムなど近縁分野の書籍、小説やコミック、映画などの表象分野に至る日本および海外 (主として英語) の資料が集められ、閲覧および貸出といったサービスが提供されている。日本のゲイ・リベレーションの活動当初からの貴重なニューズレターのファイリングもある。このライブラリの大きな特徴は当事者以外の利用者也受け入れることである。この規模の当事者によるライブラリは、LOUD が事実上唯一のものとなっている。ただし、資料の収集方法は寄贈のみであること、スペースの関係で蔵書をあまり増やせないこと、閲覧できる時間が1か月に数時間に限られることなど、主として経済的理由による限界がある。

セクシュアル・マイノリティ関連の資料は全国各地の女性センター、男女共同参画施設などでも閲覧可能なことがある。部落解放・人権研究所の図書室「りぶら」<sup>(4)</sup>においても関連資料が収集されており、2009年のサイトリニューアルの際にはそれが明示された。

### 自分たちで歴史を作る

こうしたコミュニティのライブラリは、欧米に長期的な実践例をみることができる。欧州では少数言語話者や民族/国籍マイノリティによる運動、米国では黒人解放運動やフェミニズムなど、そして1980年代頃からはセクシュアル・マイノリティも含む様々な社会運動が、フライヤーやパンフレットの印刷・発行、運動家の研修、ロビー活動を行ってきた。セクシュアル・マイノリティの運動では、同性愛の非犯罪化や非病理化、トランスジェンダーの性別変更 (外科的処置、公的文書変更) を求める運動が続けられ、世紀の変わり目の数年で、複数の先進国で同性婚または同性を含むパートナーシップ法を成立せしめた。この動きを支えた諸団体のライブラリは、「親密な性的関係が社会的に‘私的’あるいは‘個人的’性格とされているために、同じジェンダーの性についての公的な記録は、警察の記録、政府の報告書、新聞記事、医学的・精神医学的な論文、そして性指南本に見られるような‘逸脱した’あるいは‘犯罪的’な行動を除けば、ほとんどない」<sup>(5)</sup>状態であったところから積極的な資料収集を続けた。当事者のエンパワメント、当該カテゴリーの可視化に寄与したのみならず、当事者以外の人々にも本来は必要な様々な情報を収集・発信する拠点となったのである。このようなマイノリティ・カテゴリのコミュニティ・ライブラリが集まってカンファレンスを行ない、活動・